



▶ P2
防災・救急

▶ P4
相談・窓口

▶ P6
市税など

▶ P7
保険・年金・介護

▶ P11
健康・医療・福祉

▶ P20
子育て・教育

▶ P25
ごみ・環境

▶ P27
くらし・住まい

▶ P30
講座・文化・
スポーツ

広報おわりあさひ 令和6年度 臨時号

保存版

年度を通じて役立つ情報や制度・サービスなどを掲載しています。
1年間保存してご利用ください。
※令和6年4月1日時点の内容です。状況により、変更となる場合があります。

発行／愛知県尾張旭市 編集／広報戦略課
☎0561-53-2111(代表)
FAX.0561-52-5166



市ホームページ



市公式LINE



記事ID番号を使用して、
ホームページで詳細を
検索できます。

防災・救急

災害に備えよう

危機管理課 ☎76-8127

近年、自然災害が全国各地で多発しています。もしものときに備えて、避難所や避難方法の確認、災害時の情報収集について、改めて確認しておきましょう。

1 ハザードマップを確認しよう

ハザードマップでは、自分が住んでいる地域などで災害が起きたときに、どこにどのような危険があるのか、また、どこに避難すれば良いのかなどの情報を確認することができます。

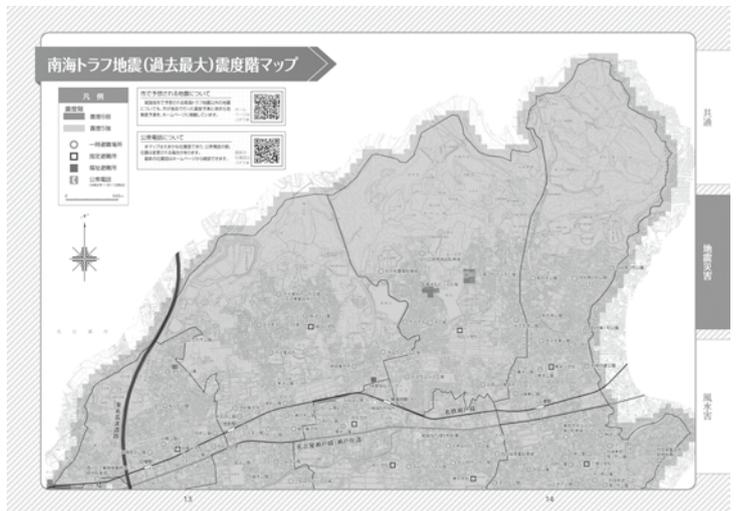
自宅周辺の災害リスクを確認する

市のハザードマップには、土砂災害、浸水・冠水、地震による液状化だけでなく、ため池ハザードマップ、震度階マップもあります。自宅付近の災害リスクを確認し、適切な避難方法を考えておきましょう。

避難先を考えよう

自宅や勤務先などに近い避難所（風水害と地震災害で異なります）を確認しておきましょう。また、避難所など密集した環境下での集団生活にストレスを感じるかたは、自宅にとどまる「在宅避難」や、親戚や友人の家に避難する「縁故避難」など、あらかじめ避難先の確保、準備をしておきましょう。

※在宅避難などの場合、近くの指定避難所に「避難所利用者登録票」を提出することで、物資などの支援を受けることができます。



	風水害(台風・大雨など)	地震災害
避難所	中央公民館、平子公民館、渋川公民館、 本地原公民館、瑞鳳公民館、 白鳳公民館、旭丘公民館、 藤池公民館、東部市民センター	各小・中学校の 体育館



防災ガイドブック ID:1528

災害への備えや風水害・地震災害のハザードマップなどを掲載しています。危機管理課で配布しているほか、ホームページや防災アプリでも見ることができます。

2 防災情報を取得しよう

市ではさまざまな方法で、警報などの気象情報や避難所開設などの防災情報を配信しています。積極的に情報を手に入れられるよう、事前にダウンロードや登録などをおきましょう。

手段	内容
防災アプリ ID:2843	防災・気象情報をプッシュ通知でお知らせするアプリ
市公式LINE ID:26390	●いざというときのための「防災メニュー」を設置 ●災害時には緊急情報を配信
あさひ安全安心メール ID:1502	防災・気象情報、防犯・交通情報をメールで配信
電話・ファクス ID:2845	携帯電話やスマホをお持ちでないかた、目や耳の不自由なかたに、防災情報を配信
河川等監視カメラ ID:17008	河川やため池の映像をリアルタイムで配信

※通信費などは使用者負担

3 備蓄品を準備しよう

災害時には、ガス・水道・電気などのライフラインが止まることも想定して、最低3日分、できれば1週間分程度の備蓄品を用意しておきましょう。備蓄品の内容は家族で話し合い、定期的に点検しましょう。

備蓄品の例

飲料水(1人1日3L)、食品(アルファ化米、レトルト食品など)、簡易トイレ、カセットコンロ・ガスボンベ、電池類、衛生用品(マスク、ウエットティッシュ、消毒液など)など

※飲食料品は、ローリングストックなどにより賞味期限を切らさないように注意しましょう。



各家庭で必要なものが異なります

いざというときに慌てないように用意が必要です。

- 小さい子ども用/粉・液体ミルク、おむつなど
- 高齢者・要介護者用/介護おむつ、杖、薬など
- ペット用/ペットフード、トイレ用品、ケージなど



ローリングストックとは

普段の飲食料品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて食べ、食べた分を買い足すことで、常に一定量の備蓄を保つ方法

あなたの家は大丈夫!? 家庭の家具転倒防止を支援します ID:2847

家庭の家具・家電への固定用器具取り付け作業を行います。

対象世帯	次のいずれかに該当する世帯 <ul style="list-style-type: none"> ● 65歳以上の高齢者のみ ● 要介護認定の要介護3以上の認定を受けているかたがいる ● 身体障害者手帳(1・2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級)、療育手帳(A・B判定)のいずれかの交付を受けているかたがいる ● 上記のいずれかに準ずる状態にあるかた(難病患者を含む)がいる ● その他市長が特に必要と認めた
申請方法	申請書(危機管理課かホームページで)などの必要書類を直接
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請できる家具・家電は1世帯5台まで ● 作業は(公社)シルバー人材センターに委託 ● 家具固定用器具代は自己負担

救急・医療

救急車を呼ぶべきか迷ったら… ID:2571

- 救急医療情報センター ☎0561-82-1133
- 小児救急電話相談(19:00~8:00) ☎#8000(短縮)、☎052-962-9900

24時間対応が可能な病院(電話でお問い合わせを)

- 公立陶生病院 ☎0561-82-5101
- 旭ろうさい病院 ☎0561-54-3131
- 愛知医科大学病院 ☎0561-62-3311

休日急病診療所(内科・小児科) ID:1677

瀬戸旭休日急病診療所(瀬戸市西長根町7) ☎0561-82-9911

症状が比較的軽い場合の応急的な診療を行います。詳細は、ホームページで

診療日 日曜日、祝・休日、年末年始

9:00~12:00、14:00~17:00(受付時間は8:45~11:30、13:45~16:30)

その他 ● 保険証など(各種医療費受給者証を含む)をお持ちください

● 診療時間外の急病などの場合、まずはかかりつけの医師にご相談ください。かかりつけの医師が不在のときは、救急医療情報センター(☎0561-82-1133)へ

救急車以外に搬送する方法がなく、緊急性があると判断した場合は、迷わず119番通報をしてください。

相談・窓口

市民相談 12:00~13:00、祝・休日、年末年始はお休み



● 予 予約制 ● 内容は変更となる場合あり。詳細は、広報誌で

相談名	とき	ところ	内容	問い合わせ先	
経営 予	各毎月1回 (広報誌で)	商工会館 相談室	<ul style="list-style-type: none"> ● 税務/税金、確定申告に関する相談 ● 法律/契約、訴訟などに関する相談 ● 労務/雇用保険、労働災害などに関する相談 ● IT/IT化の推進に関する相談 	市商工会 ☎53-7111	
お仕事探し	平日 9:00~16:30	市役所ふるさと ハローワーク	求職者に対する職業相談	ふるさとハローワーク ☎52-1626	
消費生活	月・水・金曜日 9:00~12:00 火・木曜日 13:00~16:00	市役所 消費生活センター	商品やサービスの契約・解約トラブル などの消費生活に関する相談	消費生活センター ☎53-2111	
法律 予	第1~3金曜日 13:30~16:20	市役所 市民相談室	法律に関する相談	暮らし政策課 ☎76-8155	
不動産	第1水曜日 13:00~16:00		不動産に関する相談		
登記	第2水曜日 9:00~12:00		登記に関する相談		
行政	第3火曜日 13:00~15:00		国、県、市などの仕事やサービス、各種 手続きなどに関する相談		
人権こまりごと	第2火曜日 10:00~12:00 第4火曜日 13:00~15:00		いじめ、体罰、差別や偏見による問題 など、人権に関する問題や悩み事相談		
相続・遺言手続	第4木曜日 13:00~15:00		相続や各種契約書の作成に関する相談		
労働 予	第3木曜日 13:00~16:00		職場での悩み事、困り事などの労働 問題に関する相談		産業課 ☎76-8185
建築 予	第3水曜日 10:00~12:00		建築に関する相談		都市計画課 ☎76-8158
ひとり親家庭	平日 9:00~16:00	こども課	ひとり親家庭に関する相談	こども課 ☎76-8149	
保育	平日 9:00~16:00	保育課	保育に関する相談	保育課 ☎76-8147	
女性の 悩みごと 予	第1・3火曜日 10:00~15:00	子育て相談課	DV被害、家庭内の不和やいざこざ、結 婚・離婚、男女問題など、女性に関する 悩み事相談	子育て相談課 ☎53-6101	
ヤングケアラー	平日 9:00~17:00		ヤングケアラーに関する相談	こども・子育て相談 ☎53-6102	
こども・子育て	平日 9:00~16:00	育児・しつけ・いじめ・性格・虐待など、 18歳までの子どもに関する相談や、家 庭に関する相談			
こどもの発達	平日 8:30~17:00	こどもの 発達センター	こどもの発達に関する不安や関わり方 などの相談	こどもの発達センター ☎53-6103	
医師によるこどもの 発達専門 予	第2・4水曜日 14:00~17:00		医師によるこどもの発達に関する相談		
言語聴覚士による ことばの専門 予	月1~2回 (広報誌で)		言語聴覚士によるこどものことばに関 する相談		
臨床心理士による こどもの心理専門 予	月1~2回 (広報誌で)		臨床心理士によるこどもの発達に関す る相談		

相談名	とき	ところ	内容	問い合わせ先
精神保健福祉士によるこころの健康 予	毎週水曜日 10:00～15:20	健康課	心の病で悩んでいるかたやその家族に関する相談	健康課 ☎55-6800
栄養 予	第4金曜日 9:00～11:00		栄養に関する相談	
保健師による健康	平日 9:00～11:00		健康に関する相談	
労働者のためのこころの健康 予	月1回 (広報誌で) 14:00～16:00	瀬戸旭医師会館 相談室	産業医のいない事業所の事業主または労働者を対象とした心の健康相談	瀬戸地域産業保健センター ☎84-1139
出張がん	第2木曜日 14:00～16:00	市役所 市民相談室	がんの治療やその後の療養生活などのがんに関する相談	公立陶生病院がん相談支援センター ☎070-5038-6270
青少年とその保護者の悩み (スマイルダイヤル)	平日 9:00～17:00 第2・4土曜日 9:00～16:30	少年センター (中央公民館内) 電話相談のみ	学校や家庭での悩み・心配事などに関する相談 ※メールでの相談は右記 二次元コードから24時間受け付け	少年センター ☎0120-48-7830 (携帯電話からは ☎0561-52-0700)
高齢者	平日 8:30～17:00	地域包括支援センター	介護・保健・福祉サービスなどに関する相談	地域包括支援センター ☎55-0654
成年後見制度 予	第1木曜日 13:30～16:15	市役所 市民相談室	成年後見制度に関する相談	尾張東部権利擁護支援センター ☎75-5008
障がい者	平日 9:00～17:00	障がい者基幹 相談支援センター	障がいに関する相談	障がい者基幹相談支援センター ☎76-8140
生活の困窮 予	平日 9:00～17:00	福祉政策課	生活の困窮に関する相談	福祉政策課 ☎76-8139

窓口


おくやみ手続支援 ID:20215 おくやみ手続支援担当(市民課内) ☎76-8196

死亡届の提出後に、市役所で必要となる故人に関する手続きの負担軽減のため、支援を行っています。

利用の流れ

①事前予約をする ②手続きに必要な書類を、市民課で受け取る ③各課で手続きをする

とき 毎週火・木曜日 ●9:00 ●10:00 ●14:00 ●15:00

対象者 市に住民票があった故人の遺族

予約方法 希望日の3開庁日前までにホームページか電話で

その他 ●手続きの内容により、再度お越しいただく場合あり

●おくやみ手続支援を利用せず、各課で手続きすることも可

●死亡届を本市以外に提出した場合、手続き可能になるまでに1週間程度かかる場合あり

日曜窓口 ID:1754 市民課 ☎76-8130

証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄(抄)本(広域交付を除く)など)の交付、印鑑登録申請受け付け、戸籍届の受け付け、マイナンバーカードの交付申請補助および交付、電子証明書の更新を行います。

※手続きの内容により、再度お越しいただく場合あり

とき 原則第2・4日曜日(祝日を含む) 8:30～12:00 ※毎月の広報誌で開設日をお知らせ

コンビニ交付 ID:1747 市民課 ☎76-8130

マイナンバーカード(4桁の暗証番号が必要)を使ってコンビニで証明書が取得できます(6:30～23:00)。

取得できる証明書 住民票の写し(本人および同一世帯のかたのもの。住民票コードの記載不可)、印鑑登録証明書(事前に印鑑登録が必要)



市税など

自分に合った方法で確実に納付を 市税は納期限内に納めましょう

収納課 ● 納付方法 **ID:20615** / ☎76-8120
● 納税相談・滞納処分 **ID:20614** / ☎76-8121

市税は、納期限内の自主納付が原則です。自動的に振り替えができる口座振替がおすす
めです。納付書に印刷される「地方税統一QRコード (eL-QR)」から、クレジットカードなどによる納付もできます。

[地方税お支払サイト](#) **検索**



「QRコード」は網
デンソーウェアプ
の登録商標です

対象市税 ● 市・県民税・森林環境税(普通徴収) ● 固定資産税・都市計画税 ● 軽自動車税(種別割)
● 国民健康保険税(普通徴収)

市税の納付方法	1 金融機関・コンビニ	当初納税通知書に同封の納付書を使って納付できます。
	2 口座振替 ID:20609	納期限日に 自動的に振り替えて 納付できます。 登録方法など詳細は、ホームページで
	取り扱い 金融機関など	● 三菱UFJ銀行 ● 瀬戸信用金庫 ● あいち尾東農業協同組合 ● 東春信用金庫 ● 中京銀行 ● 愛知銀行 ● 中日信用金庫 ● 東濃信用金庫 ● 名古屋銀行 ● 十六銀行 ● 東海労働金庫 ● ゆうちよ銀行(郵便局)
	3 スマホ決済アプリ	「eL-QR」を利用し、対応するスマホ決済アプリから納付できます。
4 クレジットカードなど	「eL-QR」「eL番号」を利用し、「地方税お支払サイト」を通してクレジットカード (手数料がかかります)やインターネットバンキングなどで納付できます(い ずれも自動引き落としではありません)。	

注意事項 ● 納期限が過ぎたものは、コンビニやスマホ決済アプリ、クレジットカードなどでは納付できません
● 234は領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は1で納付してください
● 34の支払方法や4の手数料などの詳細は、「地方税お支払サイト」(上記二次元コード)で

滞納処分

納期限内に納付されないと、延滞金が加算されます。また、督促状・催告書の発送や電話による催告を行い、それでも納付がない場合は、財産の差し押さえなどの滞納処分を行います。

失業、生活困窮など、**納期限内の納付が困難な事情がある場合は、早めに納税相談**をしてください。

市税未納者の臨時相談窓口

電話相談

夜間 (水) 17:15~20:00
4/10、9/11、11/13、3/12

休日 (土) 9:00~12:00
4/13、9/14、11/16、3/15

休日窓口(納付も可) (日) 9:00~12:00
5/26、7/14、10/27、12/22

ID:①~④20612 ⑤1546 ⑥1588

令和6年度 市税などの納期限

①~④収納課 ☎76-8120 ⑤長寿課 ☎76-8144 ⑥保険医療課 ☎76-8153

税目など	納税(入)通知書発送	納期限(4~12月は令和6年、1~3月は令和7年)		
①市・県民税・森林環境税(普通徴収)	6月中旬	1期 7/ 5(金)	2期 9/ 5(木)	
		3期 11/ 5(火)	4期 2/ 5(水)	
②固定資産税・都市計画税	4月上旬	1期 5/ 7(火)	2期 8/ 5(月)	
		3期 1/10(金)	4期 3/ 5(水)	
③軽自動車税(種別割)	5月中旬	全期 6/ 5(水)		
④国民健康保険税(普通徴収)	7月上旬	1期 7/31(水)	2期 9/ 2(月)	3期 9/30(月)
		4期 10/31(木)	5期 12/ 2(月)	6期 12/25(水)
		7期 1/31(金)	8期 2/28(金)	9期 3/31(月)
⑤介護保険料(普通徴収)	8月上旬	1期 8/26(月)	2期 9/25(水)	3期 10/25(金)
⑥後期高齢者医療保険料(普通徴収)		4期 11/25(月)	5期 12/25(水)	6期 1/27(月)
		7期 2/25(火)	8期 3/25(火)	

記事ID番号をホームページの検索画面に入力すると、記事詳細ページが表示されます。

ID:16819

国民健康保険(国保)の手続き

保険医療課 ☎76-8151

国保に加入するとき、やめるときは届け出(郵送も可)が必要です。

区分	届け出が必要な場合	必要なもの	
国保に入る	転入した	転出証明書	本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など) ※写真付きのものであれば1点、それ以外は2点以上
	職場の健康保険をやめた、被扶養者でなくなった	左記の事項を証明する書類	
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書	
	子どもが生まれた	母子健康手帳	
国保をやめる	転出する	保険証	本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など) ※写真付きのものであれば1点、それ以外は2点以上
	職場の健康保険に加入した、被扶養者になった	国保と職場の保険証	
	生活保護を受けた	保護開始決定通知書、保険証	
	死亡した	保険証	

解雇などで離職したかたの国保税の軽減 ID:16832

前年の給与所得を100分の30として国保税を算定

期間 離職日の翌日の属する月～その月の属する年度の翌年度末(平成30年度以前分の国保税は対象外)

対象 現在、国保に加入している、または今後加入予定で、次の全てに該当するかた

- 平成30年3月31日以降に離職した ●離職日の翌日時点で65歳未満
- 雇用保険受給資格者証第1面の離職理由欄の理由コードが11、12、21、22、31、32または23、33、34のいずれかに該当

必要書類 雇用保険受給資格者証

国保税や医療機関などでの一部負担金の減免などの制度 ID:16835

災害や事業の休廃業、失業などで生活が著しく困難になったとき、申請により国保税や病院での自己負担額が減免などされる制度です。収入状況などにより、減免などを受けられない場合もありますので、事前にご相談ください。後期高齢者医療制度でも同様の制度あり(☎76-8153)

第三者から傷害を受けた場合は届け出を ID:16843

交通事故など、第三者から傷害を受けた場合でも国保を使用できます。その場合、国保が立て替え払いをした医療費を加害者(自賠責保険など)に請求するため、事故に関する届け出が必要になります。

任意継続被保険者制度

退職後も、最大2年間は引き続き健康保険に加入できる制度

加入要件 次の全てに該当するかた

- 75歳未満で健康保険の資格喪失日(退職日の翌日)の前日まで継続して2カ月以上の被保険者期間がある
- 資格喪失日から20日以内に加入申請する

保険料 全額自己負担(事業主負担なし)。詳細は、退職前の勤務先などへ

※国保と任意継続を比較したいかたは、直接か電話で

ID:16831

医療機関などの適正受診を心掛けましょう



保険医療課 ☎76-8151

市国保の医療費は、国保税や県の補助金などで費用を負担しています。医療費の増加は、国保税引き上げにつながります。受診をするときは、次のことを心掛けてください。

- 休日や夜間の受診を見直す
- かかりつけ医、薬局を持つ
- 重複受診はやめる
- 薬のもらい過ぎに注意する

接骨院、はり・きゅう、マッサージのかかり方 ID:16830

	健康保険が使える場合	注意点	健康保険が使えない場合
接骨院	打撲、ねんざ、挫傷(肉離れ)、骨折・脱臼(医師の同意が必要)	● 「療養費支給申請書」には必ず自分で署名 ● 「医療費のお知らせ」で受診内容を確認 など	● 肩こりや筋肉疲労 ● 病気が原因の痛みやこり ● 症状の改善がみられない長期の施術 など
はり・きゅう	神経痛、リウマチ、五十肩などの慢性的な痛みを主症とする疾患	6カ月ごとに医師の同意が必要	病院などで同じ対象疾患を治療中(薬の服用や湿布の貼付も含む)のもの
マッサージ	筋麻痺などのうち、医療上マッサージを必要とする症例		単に疲労回復や慰安、疾病予防を目的としたもの など

※国保加入者で、健康保険を使って上記の施術に長期間かかっているかたなどに対し、文書や電話、訪問などで治療内容を確認することがあります。

ジェネリック医薬品を使ってみませんか 保険医療課 ☎76-8150



ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、先発医薬品の特許が切れた後に製造・販売される、同一成分(同一効能・効果)を持つ安価な医薬品です。開発コストが抑えられるため、薬価が安く、自己負担や医療費の抑制にもつながります。ぜひご活用ください。

※病気や体質、医療機関や薬局によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができないことがあります。希望する場合は、まずは医師・薬剤師にご相談を

ID:1597

国民年金制度



保険医療課 ☎76-8151 瀬戸年金事務所 ☎83-2412

国民年金制度は、老後の暮らしをはじめ、事故などで障がいを負ったときや、一家の働き手が亡くなったときに、みんなで暮らしを支え合う仕組みです。

厚労省
ホームページ

加入手続き ID:1593

種別	手続き先
第1号被保険者(自営業や学生のかたなど)	保険医療課
第2号被保険者(厚生年金加入者で70歳未満のかた)	勤務先
第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)	第2号被保険者の勤務先

手続きを忘れずに

● 転入・転居時/住所変更の届け出を忘れると通知が届かず、年金の支払いが止まる場合がありますので、瀬戸年金事務所か保険医療課へ届け出てください(日本年金機構に住民票コードを登録またはマイナンバーを記入した現況届を提出されたかたは、原則届け出不要)

● 本人・配偶者の退職時/第1号被保険者への切り替え手続きが必要

持ち物 本人・配偶者のマイナンバーカードか基礎年金番号の分かるもの、退職年月日が分かる書類

20歳になったら加入

20歳になる前に加入のお知らせが届き(厚生年金加入者、その加入者に扶養されている配偶者を除く)、その後基礎年金番号通知書や納付書などが届きます。通知が届かない場合、加入の手続きが必要です。

国民年金高齢任意加入制度

国民年金の加入期間を超えても64歳まで加入でき、受け取る年金を満額に近づけられる制度(申し出た月からの加入)

※昭和40年4月1日以前生まれで、任意加入をしても受給資格期間が不足するかたは70歳まで加入可

※未納・未加入期間は、瀬戸年金事務所を確認を

国民年金保険料 ID:1595

老齢基礎年金を満額受給するためには、国民年金保険料を20歳から40年間納めなければなりません。納め忘れがあると、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなったり、将来の老齢基礎年金が減額されたりします。

保険料	月額16,980円(令和6年度)
支払方法	●納付書、口座振替、クレジットカード ※お得な前納制度あり ●スマホアプリ(納付書と対応する決済アプリが必要)
その他	詳細は、右記二次元コードか瀬戸年金事務所へ



日本年金機構
ホームページ

産前産後期間の保険料を免除

免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は3カ月前から6カ月間)

対象 第1号被保険者で出産予定日または出産日が平成31年2月以降のかた

申請方法 次の必要書類を持参の上、直接

- 母子健康手帳(出産前の場合) ●来庁者の本人確認書類(同一世帯でない場合は委任状も必要)
- 出生証明書など出産日と親子関係を明らかにする書類(被保険者と子が別世帯の場合)

電子申請 ID:3606

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請および学生納付特例申請は、電子申請可(マイナンバーカード、マイナポータルの利用登録が必要)



マイナポータル

老齢基礎年金の請求 ID:1594

国民年金は、65歳から年金の支給が始まります。受給権者には、65歳になる3カ月前に年金請求書が送付されます。また、繰り上げ受給(60~64歳に請求)もできます。受給開始を早めた場合、年金額が減額されます。

※原則、保険料の納付済み・免除・合算対象期間および厚生年金などの加入期間を合算し、10年以上あることが必要

「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意を

「年金生活者支援給付金の振込口座が使えないため、新しい口座番号、暗証番号、マイナンバーを教えてください」という不審な電話がかかってきた事例が報告されています。日本年金機構などが電話で口座番号などを聞くことはありません。不審に感じたら、瀬戸年金事務所や警察相談専用電話(☎#9110)へ

売買・贈与・相続・抵当権抹消登記・遺言書作成など

アテンド司法書士事務所

尾張旭市役所
南すぐ

お気軽にお問い合わせください!! 司法書士 若杉 拓

尾張旭市東大道町原田2498番地5 tel.0561-76-3696

ID:1548

介護保険サービス

長寿課 ☎76-8144



介護保険サービスを利用するには

身体上の理由などで日常生活に介護や支援が必要となり、介護保険サービスを利用するには要介護・要支援認定が必要です。

①相談

地域包括支援センターや地域相談窓口、長寿課に相談(40～64歳のかたは、心身の状態変化の原因が特定疾病によることが条件)

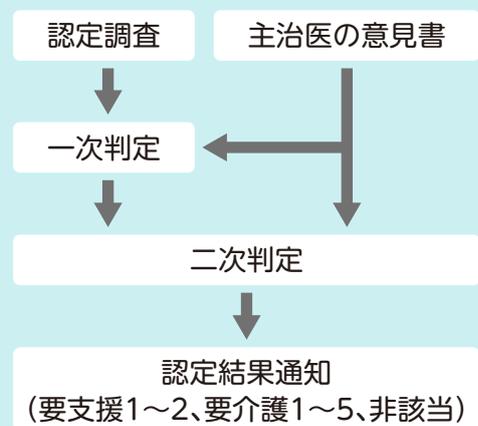
②認定申請

申請場所 長寿課

持ち物

- 要介護・要支援認定申請書(長寿課かホームページで)
- 介護保険証(65歳以上のかた)
- マイナンバーが分かるもの
- 健康保険証(●40～64歳のかた ●65歳以上で市の国民健康保険・後期高齢者医療保険以外に加入しているかた)

③調査・認定



※認定が非該当の場合…長寿課で生活機能の状態を調べ、その結果に応じて介護予防・生活支援サービスなどを受けることが可能

介護保険サービスの種類

要介護に該当する場合、ケアプランに基づいて、必要なサービスを受けることができます。

種類	代表的なサービス	サービスを受ける場合
在宅系サービス	訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)、短期入所生活介護(ショートステイ)、福祉用具貸与など	次の事業所などのケアマネジャーなどがケアプランを作成 ● 要介護1～5/居宅介護支援事業所 ● 要支援1・2/地域包括支援センターなど
入居系サービス	特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)など	希望する施設に相談(要支援のかたは、入所系サービスの対象外)
入所系サービス	特別養護老人ホーム(原則要介護3以上)、介護老人保健施設、介護医療院	

※要支援に該当する場合、介護予防を目的とした「在宅系サービス」や「入居系サービス」などが受けられます(一部受けられないサービスあり)。

※各サービスの内容やその他のサービスについては、ホームページで

※利用者は、費用の1割(一定以上の所得がある場合は2割または3割)を負担

LIXIL不動産ショップ
愛知県知事免許(10)第13338号(公社)愛知県宅地建物取引業協会会員

トーエー不動産株式会社

〒488-0011 尾張旭市東栄町1-16-26 ●定休日/水曜日 ●営業時間/9時30分～18時00分

携帯でもOK フリーダイヤル さんごうの トー エー

0120-35-1080

相続の相談
窓口を開設!

成人の健康づくり・予防接種など



健康診査



定期的に健診を受け、健康管理をしましょう。詳細は、広報誌か個人通知で

事業名	対象者	問い合わせ先
各種検診	肺がん・結核、大腸がん	40歳以上
	胃がん	40歳以上(胃内視鏡検査は50歳以上隔年)
	子宮頸がん	20歳以上の女性(隔年。40～59歳は毎年)
	乳がん	40歳以上の女性(隔年)
	前立腺がん	50歳以上の男性(3年に1回)
	肝炎ウイルス	40歳以降5歳刻み
ヤング健診(予約制)	18～39歳	健康課 ☎55-6800
成人歯科健診	20・30・40・45・50・55・60・65・70歳	
特定健康診査・特定保健指導	市国民健康保険加入の40～74歳	
生活習慣病予防健診(短期人間ドック)	市国民健康保険加入の30～39歳	保険医療課 ☎76-8150
後期高齢者医療健康診査	後期高齢者医療制度に加入のかた	保険医療課 ☎76-8153

成人・高齢者の予防接種 ID:1742 健康課 ☎55-6800

詳細は、広報誌で

事業名	対象者
インフルエンザ	●65歳以上のかた ●60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる機能障害のあるかた(身体障害者手帳1級程度)
新型コロナ	
高齢者用肺炎球菌	●65歳のかた ●60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる機能障害のあるかた(身体障害者手帳1級程度)
带状疱疹(一部費用助成)	50歳以上のかた(令和6年4月1日以降に接種したものに限り)
風しん抗体検査(風しん追加的対策)	昭和37年4月2日～54年4月1日生まれの男性 ※対象のかたで、まだ検査を受けていない場合は、早めに受検しましょう。

健康づくり 健康課 ☎55-6800



元気まる測定 ID:1626

(株)タニタヘルスリンクのプログラムで、3カ月間にわたり、健康習慣を手に入れるためのお手伝いをします。まずは元気まる測定を受検し、生活習慣のアンケートと体力・身体測定を行い、「あなただけのプログラムシート」で自分の生活習慣に気づき、楽しみながら健康習慣を手に入れましょう。

とき 1コース 半日×全2回 対象者 18歳以上のかた

あたまの元気まる(脳の健康チェックテスト) ID:1601

専用機器をのぞき込むことで、目の動きから認知機能を評価し、認知症を予防するための健康づくりのアドバイスをを行います(結果説明を含め、20分程度・コース選択あり)。

とき 広報誌かホームページで ところ 保健福祉センター

対象者 40歳以上のかた(要支援・要介護認定を受けていないかた)

らくらく筋トレ体操 ID:1629

市オリジナルの、いすに座って簡単にできる筋力トレーニング。市内の公民館や集会所などで自主活動を実施しています。詳細は、健康課へ

対象者 40歳以上のかた



ID:1603

医療費助成制度

保険医療課 ☎76-8152



市では、福祉の増進を図るため、下記のかたを対象に保険診療に係る自己負担分の医療費助成を行っています。対象者や助成方法など詳細は、ホームページで

子ども医療

- 0～18歳に達する年度末までのかた※1

障害者医療

- 身体障害者手帳1～3級のかた
- 身体障害者手帳4級で腎臓機能障害のかた
- 身体障害者手帳4～6級で進行性筋萎縮症のかた
- 療育手帳AまたはB判定のかた
- 自閉症状群と診断されたかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級のかたで、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちのかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級のかた※2

母子・父子家庭医療(所得制限あり)

- 18歳に達する年度末までの児童を扶養している配偶者のいない保護者(配偶者が重度心身障がい者の場合を含む)とその児童
- 父母のいない18歳に達する年度末までの児童

精神障害者医療

- 自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちのかた※3
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する疾患で、入院療養を受けているかた※4

指定難病患者等医療

- 特定医療費受給者証(指定難病)または特定疾患医療給付事業受給者票をお持ちのかた※2

未熟児養育医療

- 医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の乳児(退院後の申請は受け付け不可)

後期高齢者福祉医療

65歳以上75歳未満のかた

- 身体障害者手帳1～3級のかた
- 療育手帳A判定のかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級のかた

75歳以上のかた

- 障害者医療、母子・父子家庭医療および精神障害者医療と同等の資格を有するかた(精神障害者保健福祉手帳1級または2級のかたは、通院も助成対象)
- 要介護3～5の認定を受けている市民税非課税世帯または要保護世帯のかたで、一定の要件を満たすかたなど

医療費助成制度は、皆さんが納めた税金で成り立っています。

適正受診を心掛け、入院などの医療費が高額となる場合は「限度額適用認定証」を取得してください。

※1 高校生世代のかたは、令和4年10月1日から入院に係る医療費を助成(令和3年4月1日～4年9月30日の入院費は申請により助成)

※2 入院費のみ助成

※3 当該疾患に係る通院費のみ助成

※4 当該疾患に係る入院費の2分の1のみ助成

権利や財産を守る身近な仕組み 成年後見制度 ID:1657

長寿課 ☎76-8143 福祉課 ☎76-8142

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でないかたについて、本人の権利を守る援助者(成年後見人など)を選ぶことで、本人を支援する制度

成年後見制度の種類

既に判断能力が低下している場合に利用する「法定後見制度」と、判断能力があるうちに将来に備えて契約を結んでおく「任意後見制度」の2つの仕組みがあります。

法定後見制度

判断能力が不十分なかたに代わって法律行為をしたり、被害にあった契約を取り消したりする制度。「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、本人の判断能力の程度などに応じて利用できます。

※成年後見制度に関する市民相談は、5ページ「相談・窓口」で



A 長寿課 ☎76-8143 **B** 福祉課 ☎76-8142

A 80歳以上のかた ID:1648

対象者	市内在住で、4月1日現在80歳以上のかた (B ・ C の助成を受けているかたを除く)
助成内容	次のいずれかを選択 ①市営バスあさびー号利用券／普通運賃相当額の利用券60枚を交付 ②タクシー利用券／基本料金相当額(500円以内)の利用券24枚を交付 ③市営バスあさびー号利用券30枚とタクシー利用券12枚を交付 ●利用券の変更不可 ●②を選択したかたで、介護保険の要支援1以上と認定されている住民税非課税世帯に属するかたは、同利用券を12枚追加 ●いずれも年度途中で対象となったかたは交付枚数が異なる
申請方法	●直接(申請者本人の身分証明書(マイナンバーカードなど)を持参) ●郵送
その他	4月2日以降に誕生日を迎え、10月1日現在で80歳のかたは、10月1日以降に半年分の利用券を交付。対象者には9月末に申請書を送付します。

B 障がいのあるかた ID:1696

対象者	身体障害者手帳1・2級または下肢・体幹機能障害3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者 (A ・ C の助成を受けているかたを除く)
助成内容	基本料金相当額(500円以内)のタクシー利用券36枚を交付
申請方法	●直接(各手帳を持参) ●郵送(各手帳の写しを添付)

C リフトタクシー等移送サービス ID:1662

対象者	市内在住で、介護保険の要介護4・5の認定を受けている、または身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が肢体不自由(上肢および上肢機能障がいを除く)の1・2級のかたで、一般の公共交通機関を利用することが困難なため、特殊車両の利用を必要とするかた(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院の入所者、 A ・ B の助成を受けているかたを除く)
対象車両	市指定業者のリフトか患者搬送タクシー(車いす、ストレッチャー対応)
助成内容	利用券12枚(1回当たり4,000円以内)を交付
申請方法	●直接(①介護保険被保険者証または②身体障害者手帳、申請者本人の身分証明書(マイナンバーカードなど)を持参) ●郵送(①または②の写しを添付)

共通事項

- 家族や介護支援専門員の代理申請も可
- 郵送での申請は、申請書と返信用の切手(手紙の基本料金+簡易書留料金)434円を貼った封筒(**B**および2人分の場合は444円)を同封してください(年度途中で郵便料金の改定があった場合は、改定後の金額を貼り付け)

来店不要で即口座開設! **せとしんアプリ**

1

来店不要

いつでも口座開設!
印鑑届出も不要です

2

通帳なし

通帳が無く記帳の手間なし!
紛失や盗難の不安も解消

3

スマホ申込

スマートフォンで24時間
お申し込みが可能!

4

お得な
振込手数料

個人向けwebサービス利用で
振込手数料がお得に!

瀬戸信用金庫

せとしんアプリ 詳しくは、当金庫のホームページをご覧ください。

発見から保護までを安心・安全・迅速に

はいかい高齢者おかえり支援シール事業「どこシル伝言板」 ID:1667 長寿課 ☎76-8143

認知症などで行方不明になったかたの衣服などに貼られたラベル・シールの二次元コードを読み取ると、保護者などへ瞬時に発見通知メールが届きます。

準備すること 1 スマホのメールアドレスを用意 2 登録届の記入 3 ラベル・シールの貼り付け	24時間365日OK 夜間も伝言板(チャット形式)を通じて、発見者と保護者などとのやりとりが可能。事前登録した3人へ瞬時に発見通知メールが届きます。
個人情報表示なし 伝言板上でやりとりするため、個人情報が漏れる心配はありません。	声掛けをしやすく ラベル・シールを貼っておくことで、発見者が声を掛けるきっかけになります。

ラベル・シールの配布(事前に対象者の情報を登録する必要あり)

対象者	市内在住で、はいかひの恐れがある認知症高齢者(若年性認知症者を含む。施設入所中や長期入院中のかたを除く)
枚数	30枚(耐洗ラベル20枚、蓄光シール10枚)
申し込み方法	●登録届(長寿課で配布)を記入し、直接 ●電話で(郵送する登録届を記入し、提出)
ラベル・シールの受け取り方法	長寿課へ直接

ラベル・シールを身に着けたかたを見かけたら

- ①本人の正面から優しく声を掛ける ②二次元コードを読み取る
 ③表示された本人情報を確認 ④可能であれば、伝言板に所在地などを入力



ご存知ですか 高齢者福祉サービス 長寿課 ☎76-8143

市では、全ての高齢者が健康で生きがいを持って過ごせるよう、さまざまな高齢者福祉サービスを行っています。

種類	内容	対象者
給食サービス ID:1665	週5回を限度(回数は対象者の状況による)として、昼食を自宅へ配達	おおむね65歳以上の見守りが必要な1人暮らし、または高齢者のみの世帯のかた
緊急通報装置の設置 ID:11487	緊急時や心身に不安を感じたときに通報・相談ができ、必要に応じてガードマンが駆け付ける。自己負担額は、月額340円(生活保護受給者と住民税非課税世帯のかたは無料)	満65歳以上の1人暮らし、または1人暮らしに準ずる世帯に属するかた
紙おむつの給付 ID:1664	月30枚(尿とりパッドは月60枚)まで給付	在宅で要介護3以上のかた(医療機関に入院中または介護施設に入所中のかたを除く)
日常生活用具の給付など ID:1666	介護保険の給付対象外となる生活支援用具(電磁調理器、火災警報器、自動消火器)の給付	おおむね65歳以上で心身機能の低下に伴い、防火などに配慮が必要な1人暮らしのかた

※利用料が必要な場合あり

尾張旭市管工事業協同組合

TEL. 0561-54-6666

(夜間・休日の緊急漏水 54-6232)

水まわりの設備工事は、信頼のおける地元管工事業協同組合加盟の市指定工事店におまかせください。

東海設備工業(株) (有)田中工業所
 (株)近衛組 (有)松尾設備工業
 (資)アサノヤ商店 (有)アオヤマ設備
 (株)神田 (有)藤丸設備
 瀬戸ガス水道(株) (株)山本工務店
 (株)KONOE



長寿課 ☎76-8143

姿勢改善や歩行を中心とした体操を行った後、店内で買い物をを行います。外出機会が減って筋力が低下したり、1人で買い物に行くのを不安に感じたりしているかたは、ぜひお申し込みください。

と き	毎週火曜日(祝日・店休日を除く)10:00~12:00
と ころ	イトーヨーカドー尾張旭店
対 象 者	市内在住の65歳以上で次の全てに該当し、自分で歩いて買い物をしたいかた ●外出機会が減り、筋力の低下を感じる ●歩いてスーパーなどに行くのが難しくなり、送迎に頼っている ●スーパー内では1人で買い物ができる ●現在通所サービスを利用していない
定 員	12人(先着。初めて参加するかたを優先)
費 用	1回200円(買い物代は自費)
申し込み方法	リハビリフィットネス長久手に電話(☎64-5745)で(平日8:30~17:30)
そ の 他	●店舗への問い合わせは不可 ●申し込みの際に簡単な質問あり ●1人21回(初回は無料体験)まで参加可

認知症カフェ「かたろ～な」に来てみませんか ID:1556



地域包括支援センター ☎55-0654 長寿課 ☎76-8143

かたろ～なは、認知症のかたやその家族、介護の専門職など地域の皆さんが集う場所です。どなたでも予約なしで参加できます。

名称	と き	と ころ
かたろ～な 三郷ふあんふあん	毎月第3金曜日 10:00~11:30	東部市民センター ふれあいホール
かたろ～な ケアラーズカフェ	5・10・2月の第2水曜日 10:30~15:00	中央公民館 1階
かたろ～な カフェうさぎ	毎月第2水曜日 10:00~11:30	特別養護老人ホームサンヴェール尾張旭 (南栄町黒石48-1)
かたろ～な 平子ふあんふあん	毎月第4木曜日 10:00~11:30	コーヒーハウスひまわり (平子町中通279-2)

※飲み物代が必要

特殊詐欺対策装置の購入費を補助 ID:24153 市民活動課 ☎76-8128

高齢者を狙った特殊詐欺被害が多発しています。被害の未然防止を図るため、特殊詐欺対策装置の購入費用の一部を補助します。

対 象 者	市内在住の、令和6年度末時点で65歳以上のかた
対象装置	次の機器のいずれか(令和6年4月1日以降に購入したもの) ●自動通話録音装置(固定電話に取り付け、通話内容を録音する機器) ●着信拒否装置(固定電話に取り付け、着信を拒否または通知する機器) ●固定電話機(自動通話録音装置の機能または着信拒否装置の機能を内蔵する機器)
補助金額	購入費の2分の1(1世帯につき1回限り。上限5,000円)
そ の 他	●電子申請可 ●申請の際は、購入費用が分かる書類が必要



※事前の手続きが必要です。

名称		内容・対象者など(所得制限や生活状況などで該当しない場合あり)
手帳	身体障害者手帳	身体の機能に一定以上の障がいがあると認められたかた
	療育手帳	18歳以前に知的障がいがあると判定され、それが持続しているかた
	精神障害者保健福祉手帳	精神に障がいがあり、日常生活などで制約のあるかた
手当	特別障害者手当	20歳以上で著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とするかた
	障害児福祉手当	20歳未満で著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とするかた
	特別児童扶養手当	知的発達または精神、身体に障がいのある20歳未満の児童を養育しているかた ※詳細は、こども課で
	在宅重度障害者手当	在宅で身体障害者手帳1・2級のかた、重度知的障がい者(IQ35以下)のかた、身体障害者手帳3級かつ中度知的障がい者(IQ50以下)のかた ※平成20年4月1日以降に手帳を65歳以上で新規に取得されたかたを除く
	重度心身障害児介護手当	18歳未満の1・2級の重度身体障がい児または重度知的障がい児(IQ35以下)の介護者
医療費の援助	<ul style="list-style-type: none"> ●更生医療／身体障害者手帳を持つ18歳以上で、身体機能の回復を図るために必要な医療費の給付 ●育成医療／18歳未満で、生まれつきの障がいや疾患などについて、生活能力を得るために必要な医療費の給付 ●精神通院／精神的な病気の治療のためにかかった通院医療費を給付 	
日常生活の支援	補装具費の給付	身体障害者手帳や療育手帳をお持ちのかた、障害者総合支援法施行令で定める難病のかたに、身体機能の障がいを補い、日常生活を容易にするための器具の購入・修理に必要な費用を給付
	日常生活用具の給付	身体障害者手帳や療育手帳をお持ちのかた、障害者総合支援法施行令で定める難病のかたに、日常生活の便宜を図るための生活用具を給付
	紙おむつの給付	療育手帳A・B判定をお持ちのかたで紙おむつなどが必要な場合に、月30枚程度給付(尿とりパッドは月60枚程度給付)
交通・社会生活などの支援	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳をお持ちのかたが運転免許を取得した場合に、費用の一部を助成(免許取得後6カ月以内に申請が必要)
	自動車改造費助成	運転免許証の「免許の条件等」が付された身体障害者手帳をお持ちのかたで、就労などに伴い自動車のハンドルやアクセルなどの改造が必要な場合に費用の一部を助成(所得制限あり)
	移送サービス助成	詳細は、13ページで
	タクシー料金助成	詳細は、13ページで
	有料道路通行料の割引	障がい者自ら運転または介護者の運転により、有料道路を利用する際の通行料を割引
その他の福祉サービス	NHK放送受信料の減免	<ul style="list-style-type: none"> ●全額減免／身体・知的・精神障がい者が世帯構成員で、世帯全員が市民税非課税 ●半額減免／世帯主が視覚・聴覚障がい者、1・2級の身体障がい者、A判定の知的障がい者、1級の精神障がい者のいずれか
	介護給付	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援
	訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A・B型)、就労定着支援、共同生活援助(グループホーム)
	障害児通所給付	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
	地域生活支援事業	移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター、訪問入浴

4月1日から「合理的配慮の提供」が義務化 障害者差別解消法 ID:1710

福祉課 ☎76-8142、FAX.52-3749

これまで事業者による障がいのあるかたへの「合理的配慮の提供」について努力義務とされていたものが、「義務化」されます。「合理的配慮の提供」とは、事業者や行政機関などに障がいのあるかたから、社会の中にあるバリア(障へき)を取り除くために何らかの対応を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととされています。

具体的な例

- 聴覚障がいのあるかたに筆談でコミュニケーションを行う
- 飲食店で備え付けのいすを片付けて車いすのまま利用できるようにする

障がい者差別に関する相談窓口

- 福祉課 ● 市障がい者基幹相談支援センター(☎76-8140、FAX.53-2280)

高齢者と障がい者を虐待から守ろう ID:高齢者/1656 ID:障がい者/1691

どんな行為が虐待なの?

身体的虐待	暴行を加える。正当な理由なく身動きがとれない状態にする
性的虐待	無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりする
心理的虐待	言葉や態度で、精神的な苦痛を与える
放棄・放任(ネグレクト)	食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させる
経済的虐待	本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使う。また、理由なく金銭を与えない

見逃さないで! 虐待のサイン

- 体に小さな傷やあざが頻繁に見られる ● 急におびえたり、恐れた表情を見せたりする
- 収入などがあることは明らかにもかかわらず、お金がないと訴える
- 住居や衣服などが非衛生的になっている ● 自宅から本人や家族などの悲鳴や怒鳴り声などが聞こえる
- 訪問しても会えない、家族が面会を嫌がる ● 無気力、諦め、投げやりな様子

相談窓口(匿名可、秘密厳守)

- 高齢者の虐待 ● 長寿課 ☎76-8143 ● 地域包括支援センター ☎55-0654
 障がい者の虐待 ● 福祉課 ☎76-8142、FAX.52-3749
 ● 市障がい者基幹相談支援センター ☎76-8140、FAX.53-2280

市役所ロビーで開催 あさぴー福祉市場 ID:1704 福祉課 ☎76-8142、FAX.52-3749

毎月第2・4木曜日 10:30~13:00

障がい者の事業所が作成したお弁当、お菓子、シイタケや雑貨などを販売します。ぜひ、お立ち寄りください。

免許返納 解約特約付き **カーリース かえせ〜3** **0円**

お申込み お客さま負担

車のことなら何でもお任せください!

● スズキ副代理店 / KOALA CLUB 尾張旭店

門前自動車販売

☎(0561)54-6131

Open/am10:00~pm7:00
〒488-0032
尾張旭市晴丘町池上122-1

65歳以上限定!

最近、運転に自信ないなあ

免許を返します

クルマも返却

解約時に必要となる「中途解約金」の心配がありません!

詳しくは当店まで! 門前自動車販売HP

ID:1523

高齢者運転免許証の 自主返納を支援 します



市民活動課 ☎76-8128

70歳以上で運転免許証を自主返納したかたに、自転車用ヘルメットやリュックサックなどの交通安全グッズ、尾張あさひ苑優待券(2千円分)、市営バス回数券(1冊11枚つづりを2冊)のいずれかを進呈

手続きの流れ

①有効期限内の運転免許証を最寄りの警察署(平日9:00~11:00、13:00~15:00)か尾張旭幹部交番(祝日を除く水曜日10:00~12:00)で返納

②手続き後60日以内に身分証明書と①で交付される取消通知書を持参し、市民活動課で申請

その他 県警察では、「高齢者交通安全サポート制度」があり、運転経歴証明書を提示すると、市内でもタクシー運賃の割引やさまざまな店舗で特典が受けられます。詳細は、県警察ホームページで

判断能力に不安のあるかたに 日常生活自立支援事業

市社会福祉協議会 ☎54-4540

●福祉サービスの利用援助(利用料の支払い、手続きの援助) ●日常的な金銭管理(生活費の出し入れ、公共料金の支払い) ●通帳や印鑑などの預かり

対象 認知症、知的・精神障がいなどにより、契約などの判断やお金の出し入れ、書類の管理などに不安のあるかた

費用 1回1,200円(通帳や印鑑などの預かりは年間3,000円)

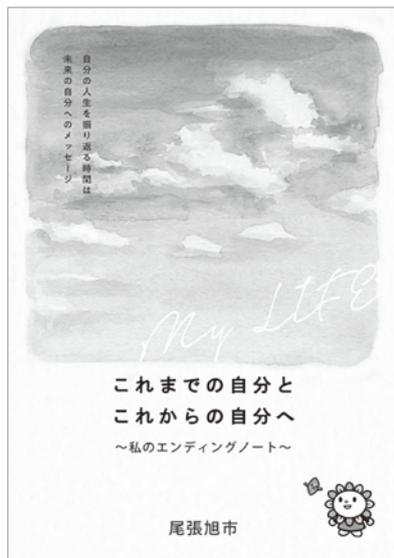
ID:28692

エンディングノートを ご活用ください

長寿課 ☎76-8143

やっておきたいこと、やっておかなければいけないと思うことなど、自分の思いを書き記すことで、万一のことが起こったときに、周りの大切な人たちにその思いを伝えることができます。

ところ 長寿課、多世代交流館いきいき(随時配布)



ID:1663

高齢者世帯などの調査に ご協力を

長寿課 ☎76-8143

高齢者の状況を把握し、緊急時の対応などに役立てるため、9~11月ごろに訪問調査を行います。お住まいの地区の担当民生委員が訪問しますので、ご協力をお願いします。

対象 おおむね70歳以上の1人暮らし、または高齢者のみの世帯など

ID:1644

シニアクラブの 会員募集



長寿課 ☎76-8143

活動内容

カラオケ・グラウンドゴルフ・らくらく筋トレ体操・健康マージャンなど(市内16カ所で活動)

対象 おおむね60歳以上のかた

在宅等訪問歯科診療

健康課 ☎55-6800

歯科医療機関で通院治療を受けることができないかたは、訪問歯科診療が受けられます。

診療内容

診察、むし歯・歯周病の治療、入れ歯の修理、口腔衛生指導など

対象 施設または在宅の寝たきり高齢者、心身障がい者など通院することができないかた

費用 実施した治療に対する治療費

申込方法 電話か直接



ID:1598

ピアランスケア支援事業

健康課 ☎55-6800

対象 がん治療を受けた、または受けているかたで、治療による脱毛、外科的治療などにより乳房の変形に対する補整具を購入しているかた

助成額 がん患者の医療用補整具の購入費の2分の1以内(上限2万円)

申請方法 申請書(健康課かホームページで)、領収書、がん治療を受けたことが分かる書類(治療に関する計画書、お薬手帳など)を直接(補整具購入日から1年以内に申請)

ID:1637

骨髄移植ドナー助成制度

健康課 ☎55-6800

対象 (公財)日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で①骨髄などを提供した市民(ドナー) ②提供者(ドナー)が勤務する事業所

助成額 通院または入院1日につき①2万円 ②1万円(いずれも7日を上限。骨髄などの提供日から1年以内に申請)

ID:1636

禁煙外来治療費
助成制度あさひ健康
マイスター
禁煙外来
対象者

健康課 ☎55-6800

健康保険適応となる禁煙外来治療を受け、治療修了証の交付を受けたかたに、治療費の2分の1(上限1万円)を助成

対象 事前届出時および治療完了時に市民のかた

申請方法 治療開始前と後に申請書を直接

その他 助成を受けたかたに、歯科健診無料クーポン券を交付

ID:2677

ヒアリンググループ機器を
貸し出します

福祉課

☎76-8142、FAX.52-3749

ヒアリンググループは、音声などを補聴器に直接送り込むための機器で、磁気コイル付きの補聴器・受信機・人工内耳で音声信号として聞くことができます。

対象 ●市内在住の聴覚障がい者と難聴者 ●市内所在の聴覚障がい者団体と難聴者団体 ●市内所在の聴覚障がい者と難聴者に対する支援団体 ●市内所在の公共または公益活動を行う団体 ●市内で開催する催事の主催者 ●その他必要と認められるかた

申込方法 事前に相談の上、貸し出し希望日の14日前までに申込書をファクス、メール(fukusi@city.owariasahi.lg.jp)か直接

災害時に備えた
ストーマ用装具の保管

福祉課

☎76-8142、FAX.52-3749

災害時に住居が被災などして、自己所有のストーマ用装具の持ち出しができなくなる場合に備えて、ストーマ用装具(1週間程度の使用量)を一時的に保管できます。

ところ 保健福祉センター(災害時の福祉避難所)

対象 市内在住のストーマ用装具を使用している身体障害者手帳をお持ちのかた

ID:1703

軽度・中等度難聴児補聴器
購入費等助成

福祉課

☎76-8142、FAX.52-3749

対象 市内在住の18歳未満で、身体障害者手帳交付対象とならない軽度・中等度難聴のかた

主な要件 ●原則両耳とも聴力レベルが30デシベル以上 ●所得制限などあり

助成額 補聴器の購入などに要する費用と算定基準に定める額のいずれか低い方の3分の2

申請方法 購入前に申請書(福祉課かホームページ)に必要書類を添えて直接

ID:1708

手話通訳者・要約筆記者を
派遣します

福祉課

☎76-8142、FAX.52-3749

聴覚障がい、音声言語機能障がいのかたが、通訳などを必要とする場合に派遣します。

派遣対象 公共機関の相談・手続き、医療機関の受診、就職活動や学校の面談など、社会生活や日常生活において外出が必要なとき(政治・宗教・営業活動や娯楽での利用不可)

申請方法 申請書(福祉課かホームページ)を利用日の7日前までにファクス、メール(fukusi@city.owariasahi.lg.jp)か直接

ID:ヘルプマーク/1484

ヘルプカード/2678

ヘルプマーク・ヘルプカード
を配布しています

福祉課

☎76-8142、FAX.52-3749

配布場所 福祉課

対象 身体・知的・精神などに障がいのあるかた、難病のかた、その他支援を必要とするかた(手帳の有無は問いません)

その他 郵送による配布は不可。1人につきヘルプマーク1個、ヘルプカード1枚まで



女性弁護士が相談に乗ります。

離婚

交通事故

初回相談

相続

借金

無料です



尾張旭駅前法律事務所

(市役所南側すぐ)
平日10:00~17:00

TEL: 0561-76-3847

子育て・教育

妊娠・出産



健康課 ☎55-6800

母子健康手帳の交付 ID:1836

随時交付を行います。妊娠届出書、マイナンバーカードをご持参ください。

出産・子育て応援給付金 ID:11211

妊娠届出時、妊娠後期頃、出生届出後に面談やアンケートなどで、妊娠期から出産、子育て期における相談をお受けします。また、出産育児関連物品の購入に係る負担軽減、子育て支援サービスの利用負担軽減のために、給付金を支給します。

あさひ子育てコンシェルジュと保健師などによる相談 ID:26847

保健師・助産師・歯科衛生士・管理栄養士が、妊娠・出産・育児・歯の健康・栄養などに関するさまざまな相談に応じます。電話・面談・家庭訪問などでサポートします。

新生児訪問 ID:1841

あさひ健康
マイスター
チャレンジ
対象事業

助産師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や授乳相談などを行います。

申込方法 母と子の健康診査受診票(冊子)内に記載

教室・講座など

あさひ健康
マイスター
チャレンジ
対象事業



申 申し込みが必要。随時、広報誌で

パパママ教室 **申** ID:1835 健康課 ☎55-6800

対象 妊娠中のかたとその家族

健康管理編

管理栄養士・歯科衛生士から、妊娠中の栄養や歯の健康などを学ぶ。

とき 4/23(火)、6/14(金)、8/7(水)、10/1(火)、12/3(火)、R7.2/6(木) 9:30~10:30

出産・育児準備編

助産師からお産や産後のママの心と体のケアを、保健師から赤ちゃんの沐浴を学ぶ。

とき 5/12(日)、7/20(土)、9/8(日)、11/16(土)、R7.1/19(日)、3/15(土) 9:30~11:00

妊産婦栄養教室だし活のすすめ **申** ID:1825 健康課 ☎55-6800

和食の命である“だし”について学び、家族みんなの健康な食生活に役立てる。

とき 4/23(火)、6/14(金)、8/7(水)、10/1(火)、12/3(火)、R7.2/6(木) 10:45~12:30

ところ 保健福祉センター クッキングルーム **対象** 妊娠・子育て中のかた **費用** 300円

離乳食教室 **申** ID:1827 健康課 ☎55-6800

離乳食の始め方や作り方を学び、疑問を解決する。

とき 5/16(木)、7/18(木)、9/19(木)、11/7(木)、R7.1/22(水)、3/19(水) 9:30~11:30

ところ 保健福祉センター クッキングルーム **対象** 生後4カ月以上の子の保護者

①0歳サロン「おたまじゃくし」②1~3歳サロン「かえる」 ID:1853

子育て支援センター ☎52-3132

子どもの年齢が近い保護者同士で、子どもを遊ばせながら子育ての悩みや楽しさを話し合い、仲間と一緒に子育てを楽しむ。

とき 月1回 ①14:00~15:00 ②10:00~11:00

Let's産後ケア **申** ID:1853 子育て支援センター ☎52-3132

産後のママの心と体のケアをエクササイズしながら学ぶ(月1回開催)。

ところ 保健福祉センター 4階 **対象** 1~5カ月の子と母



乳幼児健康診査 ID:1826 健康課 ☎55-6800

ところ 保健福祉センター 2階

人数を調整するため、健診対象となる日程は前後することがあります。詳細は、個人通知で

事業名	健診日	対象者	健診日	対象者	健診日	対象者
3～4か月児健診 受付／13:00～14:30	4/5(金)	R5年11・12月生	8/2(金)	3・4月生	12/6(金)	7・8月生
	5/10(金)	R5年12月・ 6年1月生	9/6(金)	4・5月生	1/10(金)	8・9月生
	6/11(火)	1・2月生	10/4(金)	5・6月生	2/7(金)	9・10月生
	7/5(金)	2・3月生	11/1(金)	6・7月生	3/7(金)	10・11月生
赤ちゃん育児・離乳食相談 (6～7カ月児対象) 受付／9:15～10:30	4/9(火)	R5年8・9月生	8/6(火)	R5年12月・ 6年1月生	12/10(火)	4・5月生
	5/14(火)	9・10月生	9/10(火)	1・2月生	1/14(火)	5・6月生
	6/18(火)	10・11月生	10/8(火)	2・3月生	2/14(金)	6・7月生
	7/9(火)	11・12月生	11/12(火)	3・4月生	3/11(火)	7・8月生
1歳6か月児健診 (歯科健診も実施) 受付／13:00～14:30	4/12(金)	R4年9月生	8/23(金)	R4年12月・ 5年1月生	12/20(金)	5月生
	5/24(金)	9・10月生	9/27(金)	1・2月生	1/24(金)	6月生
	6/21(金)	10・11月生	10/18(金)	2・3月生	2/21(金)	7・8月生
	7/26(金)	11・12月生	11/15(金)	4・5月生	3/14(金)	8月生
2歳3か月児 歯科健診・健康相談 受付／13:00～14:30	4/16(火)	R3年12月生	8/20(火)	4・5月生	12/24(火)	8・9月生
	5/21(火)	R4年1月生	9/24(火)	5・6月生	1/28(火)	9・10月生
	6/25(火)	2・3月生	10/22(火)	6・7月生	2/18(火)	10・11月生
	7/23(火)	3・4月生	11/26(火)	7・8月生	3/18(火)	11月生
3歳児健診 (歯科健診も実施) 受付／12:30～14:00	4/19(金)	R3年1月生	8/27(火)	6月生	1/17(金)	9・10月生
	5/17(金)	1・2月生	9/20(金)	6・7月生	2/4(火)	10・11月生
	6/4(火)	2・3月生	10/11(金)	7・8月生	2/28(金)	11・12月生
	6/28(金)	3・4月生	10/29(火)	8月生	3/25(火)	12月生
	7/19(金)	4・5月生	11/22(金)	8・9月生		
8/9(金)	5月生	12/13(金)	9月生			

歯科健診 健康課 ☎55-6800



妊産婦歯科健診 ID:1834

市内の指定歯科医療機関(受診券に記載)に電話予約の上、受診
妊娠中は、口腔状態が変化しやすくなります。口内環境が悪くなると、むし歯や歯周病にかかりやすくなるため、安定期に入り体調の良いときに早めに受診しましょう。

実施期間・回数	対象者	持ち物	その他
母子健康手帳交付日から産後1年以内に1回	市内在住の母子健康手帳の交付を受けた妊産婦	受診券、母子健康手帳、保険証	健診内容以外の診療は費用がかかる場合あり

春の子ども歯科健診・秋の子ども歯科健診 ID:1826

詳細は、ホームページか個人通知で

6歳児歯科健診 ID:1826

市内の指定歯科医療機関(個人通知に記載)に電話予約の上、受診
6歳臼歯は永久歯の中で一番大きく、食べ物をかむ力が最大で、歯並びとかみ合わせの中心です。6歳臼歯がしっかりしていると他の歯もきれいに並びます。

実施期間	内容	持ち物	その他
6歳の誕生日以降、7歳の誕生日の前日まで	歯科健診、フッ素塗布またはシーラント処置	受診券、母子健康手帳、保険証	健診内容以外の診療は費用がかかる場合あり

※個人通知は、6歳の誕生月に郵送

子どもの予防接種 ID:1744 健康課 ☎55-6800

MR2期・日本脳炎2期・2種混合・子宮頸がん^{けい}予防ワクチンのみ、個人通知を送付。それ以外は送付していませんので、対象年齢になりましたら、指定医療機関に事前予約をして、接種を進めてください。

ワクチンの種類	対象年齢・回数	接種方法・持ち物
ロタウイルス	<ul style="list-style-type: none"> ●ロタリックス／生後6～24週に2回(経口) ●ロタテック／生後6～32週に3回(経口) ※ワクチンは2種類あります(原則、1回目に接種したワクチンを最後まで接種)。1回目の接種は、生後14週6日までに受けてください。	尾張旭・瀬戸市の指定医療機関に予約し、接種 <div style="text-align: center;">  <p>指定医療機関はこちらから</p> </div> <p>持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住所・氏名・生年月日が確認できるもの(保険証・子ども医療費受給者証など) ●母子健康手帳(忘れた場合は接種不可) <div style="text-align: center;">  </div>
小児用肺炎球菌	生後2カ月～5歳未満で4回 ※接種開始時期により接種回数が異なります。	
5種混合※ (ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ・ヒブ)	生後2カ月～7歳6カ月未満で4回	
麻しん風しん混合(MR)	<ul style="list-style-type: none"> ●1期／1～2歳未満で1回 ●2期／年長の学年に1回 	
水痘	1～3歳未満で2回	
日本脳炎	<ul style="list-style-type: none"> ●1期／6カ月～7歳6カ月未満で3回 ●2期／9～13歳未満で1回 	
B型肝炎	1歳未満で3回(母子感染予防のため、出生後にB型肝炎ワクチンを接種した子は対象外)	
BCG	1歳未満で1回	
2種混合 (ジフテリア・破傷風)	11～13歳未満で1回	
子宮頸がん予防	<ul style="list-style-type: none"> ●小学6年生～高校1年生の女子に3回 ●キャッチアップ接種対象者のみ期限あり(接種期限／令和7年3月31日) 	

※令和6年4月以降に接種を開始する場合は、原則5種混合。以下の予防接種も当面の間、継続

ヒブ	生後2カ月～5歳未満で4回 ※接種開始時期により接種回数が異なります。
4種混合 (ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ)	生後2カ月～7歳6カ月未満で4回

～1961年創業 豊かな暮らしのお手伝い～

住まいの 新築・リフォーム・外構工事
パナソニック耐震住宅工法テクノストラクチャー施工認定店

岩橋建設株式会社

設計監理 岩橋建設(株) 一級建築士事務所



〒488-0861
尾張旭市城前町城前 41-3
TEL 0561-53-5123
FAX 0561-53-0009
<https://www.iwahashi-kensetsu.co.jp/>

遊びに行こう♪ 子育て支援センター ID:1857 子育て支援センター ☎52-3132

0カ月～未就学の子を対象とした、親子で遊べるサロンがあります。「子育て講座」や「おたのしみ」も開催。詳細は、広報誌、あさびー子育て応援ナビ(要登録)で

開所日 平日 9:00～16:00

ところ 保健福祉センター内、市内6カ所の保育園内
(はんのき、藤池、茅ヶ池、東部、川南、レイモンド庄中)

※行事により、利用できない日あり



遊びにおいでよ♪ みんなの児童館 ID:11529 各児童館

児童館では、さまざまな年代のお子さんが楽しく遊べる行事を開催しています。

利用案内

利用時間 9:00～17:00(日曜日、祝・休日を除く)

対象者 0～18歳(小学生未満は保護者同伴)

イベント

毎月行うイベント	幼児向け	子育てひろば、おはようサロンなど
	小・中学生向け	体力あそび、あそびの会、工作会など

各児童館の毎月の行事や対抗大会の予定などは、児童館だよりやあさびー子育て応援ナビでお知らせします。

子育てひろば

各児童館で年齢の近い親子で集まり、さまざまな遊びや、交流・仲間作りをします。

区分	とき	対象者	
いちごひろば	月曜日	10:30から	0歳児と保護者
ばななひろば	木曜日		1歳児と保護者
ぶどうひろば	火曜日		2歳児と保護者



おはようサロン

親子でゆったりと遊びながら、子育ての悩みなどを気軽に話し合い、交流を図る場です。

とき	対象者
水・金曜日 9:00～12:00	未就園児と保護者

ぜひご登録を あさびー子育て応援ナビ ID:1679 健康課 ☎55-6800

- 妊娠・出産・子育てに必要な情報を簡単に知ることができるアプリ
- 子育て施設・イベント情報 ●予防接種の情報・スケジュール作成
- 市内医療機関検索 ●マタニティ情報 ●健診・相談 ●成長記録 など



ひとり親家庭などに関する手当制度 ID:1618 こども課 ☎76-8149

該当する手当の申請が済んでいるか確認してください。手当を受給されているかたで、要件に該当しなくなった場合は速やかに届け出をお願いします。家庭や所得の状況によって対象とならない場合があります。詳細は、ホームページで

区分	該当要件
児童扶養手当	18歳以下(一定の障がいがある場合は20歳未満)の児童を監護・養育している、ひとり親家庭など
県遺児手当	
遺児就学手当	市内に1年以上住所があり、義務教育就学中の児童を養育しているひとり親家庭など

ID:2957

ご利用ください
はぐみんカード

こども未来課 ☎76-8148

協賛店舗で提示すると、各店舗が独自に設定する商品の割引やサービスなど、さまざまな特典が受けられます。詳細は、市または県のホームページで

対象 市内在住の18歳未満の子と保護者か、妊娠中のかた

配布方法 対象者であることが確認できるもの(子ども医療費受給者証、母子健康手帳、保険証など)を持参の上、直接



ID:1954

児童生徒就学援助制度

学校教育課 ☎76-8176

経済的に困窮している児童・生徒の保護者に、就学に係る費用を援助しています(申請月の翌月分から適用)。詳細は、ホームページで

ID:2036

地域の教育力推進事業費
補助金

生涯学習課 ☎76-8181

広く地域に参加を呼び掛け、子どもたちを健やかに育む次の活動を行う団体

- 体験活動事業 ●健全育成事業
- 子どものための地域安全活動
- 研修事業 など

対象事業 市内で実施し、地域の誰もが参加でき、参加者数が20人以上の事業(実施団体構成員とその同居家族のみの事業は対象外)

補助額 対象経費の2分の1(上限4万円)

申請方法 事前にお問い合わせの上、事業実施30日前までに申請書(生涯学習課かホームページで)を直接

ID:1843

病児・病後児保育

保育課 ☎76-8147

あらかわ医院(実施施設) ☎53-9666

対象 市内在住の生後2カ月～小学3年生の児童

利用条件 次の全てに該当する場合

- 病気または病気回復期のため、集団生活ができない児童で、病児・病後児保育が可能と医師が認めた
- 保護者が勤務、疾病、入院、介護、冠婚葬祭などで、家庭での保育が困難

実施施設 あらかわ医院 病児・病後児保育室

利用時間 ●平日/8:30～17:00
●土曜日/8:30～13:00(祝・休日、実施施設の休診日を除く)

定員 1日6人

利用料 1日2千円

利用方法 事前登録(登録申請書は保育課、実施施設か市ホームページで)と利用希望日の前日21:00以降に予約サイト(下記二次元コード。3/31(日)から予約受け付け開始)から予約が必要



ID:2923

学校支援ボランティアの
登録

学校教育課 ☎76-8174

市内小・中学校に通う児童・生徒の学習支援(教科学習の補助、実技指導、個別指導補助、語学支援など)や部活動支援など

登録方法 申込書(学校教育課かホームページで)を郵送か直接

ID:1962

名古屋盲学校の相談

県立名古屋盲学校 ☎052-711-0009

見えにくい、見えないなど見え方が気になるお子さんの教育相談

とき 平日 9:00～16:30

ところ 県立名古屋盲学校(名古屋市千種区)

申込方法 電話で

ID:3649

子どもを虐待から
守りましょう

子育て相談課 ☎53-6101

児童虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に大変深刻な影響を及ぼします。子どもの人権を守り、虐待を防止するためには、大人の立場ばかりでなく、子どもの立場を尊重しなければなりません。

虐待を受けていると思われる子どもがいたら、すぐに連絡してください。連絡は子どもを守るためのものです。連絡者の秘密は守られます。

心配な情報が入った場合、子育て相談課が家庭訪問を行い、保護者からお子さんの様子を聞き取ります。子育ての悩みがある場合は、家庭児童相談員が相談に応じます。



尾張旭おもちゃ図書館

市社会福祉協議会 ☎54-4540

発育・発達に心配があるお子さんとその保護者が、ボランティアと一緒に楽しくおもちゃで遊ぶ

とき ●毎週木曜日 13:00～16:00
●毎月第4土曜日 10:00～12:00

ところ 沢川福祉センター おもちゃ図書館

ID:1962

発達相談「すてっぷ」

瀬戸つばき特別支援学校 ☎56-0950

子育てや学校生活で心配なことや困っていることの相談

とき 毎週水曜日(祝・休日を除く) 13:00～17:00(予約制)

ところ 瀬戸つばき特別支援学校(瀬戸市南山口町)

対象 ●市内在住の障がいのある幼児・児童・生徒の保護者 ●保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校の先生

申込方法 電話で

緑を守り育てよう 皆さんの緑化活動を応援します

公園農政課 ☎76-8161

緑に関わる市民活動などへの支援

あさひ健康
マイスター
子育て支援
対象事業

- 公園愛護会活動 **ID:3007**
- スポットガーデン **ID:2444**
- 旭フラワーボランティア **ID:2437**



緑化の推進

🌱 生け垣の設置費用を助成 **ID:2439**

生け垣は、ブロック塀のように倒壊の危険性がなく、災害時の安全対策に有効です。

対象者	①住宅、店舗、工場、事務所などに生け垣を新たに設置するかた ②既存のブロック塀などを生け垣に転換するかた
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> ●公道に面し、その中心線から2m以上離れた敷地内または敷地内で壁のない駐車場の周囲に設置 ●設置延長が2m以上 ●樹木の高さが0.9m以上で生け垣に適したもの ●1m当たり2本以上植栽 ●生け垣の設置場所をレンガなどで囲む場合は、その高さが宅地面から0.5m以下 ※着工後の申請不可
助成額	①1m当たり2千円(上限6万円) ②1m当たり3千円(上限9万円)

🌱 住宅取得者に記念樹引換券を贈呈 **ID:2442**

対象者	自己用住宅(マンションを含む)を取得後、1年以内のかた
引換券	2千円分
申請方法	次のいずれかを持参し、公園農政課に直接 ●建築基準法による検査済証 ●購入契約書 ●家屋登記事項証明書 ●取得日が分かる書類
引換場所	●あいち尾東農協尾張旭、瀬戸、長久手の各グリーンセンター ●稲一園芸(北山町)

※その他、都市緑化推進事業費補助金 **ID:3006**、指定された保存樹などへの助成 **ID:1432** もあり

緑化推進基金 **ID:2441**

皆さんからの寄付金と市の積立金により緑化事業を推進しています。ご協力をお願いします。

募金箱設置場所 公園農政課、東部市民センター、渋川福祉センター、図書館、中央公民館、新池交流館・ふらっと、文化会館

「相続登記」はお済みですか？ 4月1日より相続登記が「義務化」されています！

無料相談は TEL 0561-54-6832 まで

司法書士プロフェッション法務事務所 司法書士 脇野 秀隆

尾張旭市東印場町2-7-3 マンション2F (駐車場有・旭野高校すぐ)

アイドリング・ストップにご協力

環境課 ☎76-8136

自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物や粒子状物質などによる大気汚染、二酸化炭素による地球温暖化、近隣への騒音を防止するため、アイドリング・ストップ(駐停車時のエンジン停止)が義務付けられています。

ID:2472

猫の飼い方とマナー

環境課 ☎76-8136

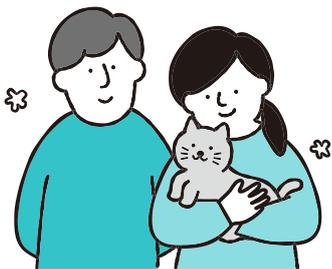
野良猫や外飼いの猫による、ふん尿や繁殖などに関する相談が多く寄せられています。また、飼い主不明の猫が毎年約200匹、路上などで死亡しています。

飼い主のかたへ

●避妊・去勢手術をする ●室内で飼う ●身元を明示する ●終生飼養する

野良猫に給餌しているかたへ

むやみに給餌しないでください。給餌が必要な場合は ●避妊・去勢手術をする ●食べ終わったら後片付けをする ●ふん尿の清掃をする ●可能であれば、飼い主を探す



ID:2480

地域ねこ活動にご理解を

環境課 ☎76-8136

地域の中で野良猫を適正に管理する地域ねこ活動が、地域の皆さんによって進められています。地域ねこ活動にご理解ください。

活動内容 ●避妊・去勢手術 ●トイレの設置 ●食べ残しの清掃 など

ID:2469

アライグマ、ハクビシン、ヌートリアにご注意を

環境課 ☎76-8136

市内で、外来種であるアライグマ、ハクビシン、ヌートリアによる農作物などへの被害情報が寄せられています。触ったり刺激を与えたりしないようにしてください。頻繁に出没する場合は、ご相談ください。



ID:2233

まちの美化に取り組むアダプトプログラム



土木管理課 ☎76-8164

市民や事業者が道路などの清掃活動をボランティアで行っています。「自分たちのまちは自分たちの手で美しくする」アダプトプログラムへの積極的な参加をお待ちしています。活動内容や参加団体など詳細は、ホームページで

ID:2292

ごみ出しルールを守りましょう

環境課 ☎76-8135

環境事業センター ☎52-8000

集積所ではない場所へのごみの投棄や、市では収集できない物が集積所に出されているところが見受けられます。不法投棄は犯罪です。こうした行為は、周辺住民の迷惑となるだけでなく、快適な生活環境を壊してしまいます。

また、資源ごみとなるペットボトルがプラスチック製容器包装で出される事例が多く生じています。お近くの集会所や公民館、スーパーなどに設置されている専用の回収かごに出してください。

ID:2271

ご利用ください あさひ訪問収集

環境事業センター ☎52-8000

週に1度、玄関先まで訪問してごみを収集します。

対象 市内在住の自力でごみなどを排出することが困難で、親族や近隣在住者などの協力を得ることができない次のいずれかに該当する世帯

●要支援・要介護認定を受けているかたのみ ●障がい者のみ

申請方法 申請書(環境事業センター・環境課かホームページで)を同センターか環境課に直接

その他 ●ケアマネジャーなどの介護職員や民生委員、児童委員も申請可 ●申請書受領後、実態調査で適当と認められた場合に収集を開始

ID:1441

みんなの公園 マナーを守って利用しましょう

公園農政課 ☎76-8161

近所のかたや他の利用者の迷惑となるケースが頻繁に見受けられます。誰もが気持ち良く利用できるようルールを守りましょう。

利用のルール

●ボールが公園の外に飛び出したり、他の利用者の迷惑になったりしないようにする ●火気は使用しない ●遊具や広場は譲り合って使う ●ごみは持ち帰る ●遊具、ベンチ、トイレなどを壊したり、落書きをしたりしない ●ペットはつないで散歩し、ふんは必ず持ち帰る ●バイクの乗り入れはしない



防犯カメラの設置費用補助 ID:1493 市民活動課 ☎76-8128

対象団体 連合自治会、自治会、町内会その他公共的な活動を営む団体
対象経費 防犯カメラ代金、防犯カメラ設置工事費用、防犯カメラの設置を示す看板設置費用
補助金額 対象経費の2分の1以内(1台につき上限15万円。予算がなくなり次第終了)
申請方法 事前協議書(市民活動課かホームページで)を直接

自転車乗車用ヘルメット購入費補助 ID:1512 市民活動課 ☎76-8128

自転車乗車中の交通事故による人的被害の重大化防止を図るため、自転車乗車用ヘルメットの購入費を補助します。

対象者 市内在住のかた
対象経費 令和6年4月1日以降に購入した安全性の認証(SGマーク、JCFマークなど)を受けたヘルメットの購入費
補助金額 購入費の2分の1(1人につき1個まで。上限2千円)
その他 ●電子申請可 ●申請の際は、購入費用が分かる書類が必要

ご利用ください **市営バスあさぴー号** ID:9710

都市計画課 ☎76-8157 豊栄交通㈱ ☎54-7717

利用料金 1乗車ごとに100円(PayPayでの支払いも可。回数券、定期乗車券あり)
運休日 12/29~1/3(12/29~12/31は試験運行予定)
その他 車いすなどで直接バスに乗車できないかたは、リフト付きワゴン車を利用可(要予約)
 ※ダイヤ、運行ルート、予約方法など詳細は、ホームページで

経営安定化のために必要な資金を融資 **小規模企業等振興資金融資制度をご利用ください**

ID:2222 産業課 ☎76-8132

資金用途 事業上の設備資金、運転資金 **保証人** 原則、法人代表者、組合の代表理事以外は不要
担保 原則不要 **信用保証料** 必要(一部助成制度あり)
申請方法 申請書(取扱金融機関、産業課で配布)を取扱金融機関に直接

区分	対象	金額	期間/利率(年)
通常資金	従業員数が50人(商業・サービス業は30人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人、NPO法人	5,000万円以内	設備・運転 3年(1年超3年以内) /1.3%
			5年(3年超5年以内) /1.4%
小口資金	従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人	2,000万円以内	7年(5年超7年以内) /1.5%
			設備のみ 10年(7年超10年以内) /1.6%
			設備・運転 3年(3年以内) /1.1%
			5年(3年超5年以内) /1.2%
			7年(5年超7年以内) /1.3%
			設備のみ 10年(7年超10年以内) /1.4%

医療法人社団 順心会



2023年9月新築リニューアルOPEN

**井上病院
健康管理センター**

予約専用 ☎76-2300 予約メール kenkou@inoue-hp.com
 URL <http://www.inoue-hp.com>
 ※尾張旭市民健診も実施しております。

2024年2月電子カルテ導入
 胃カメラ・胸部レントゲン
 AI画像診断導入



ID:2615

家屋調査にご協力を

税務課 ☎76-8119

本年中に新・増築した建物（住宅、店舗、車庫など）を対象に、固定資産税などの基礎となる評価額を算定するため、家屋調査を行っています。正確な評価のため、調査の際は建物図面や室内などを拝見します。

ID:2620

家屋を取り壊したときは届け出を

税務課 ☎76-8119

家屋の固定資産税は、毎年1月1日に存在する家屋（住宅、店舗、車庫など）に対して課税されます。家屋の全部または一部を取り壊したときはご連絡ください。届け出がないと誤った課税が続いてしまうことがあります。

ID:1492

「かけこみ110番の家」の登録にご協力を

市民活動課 ☎76-8128

誘拐・連れ去り・痴漢などの犯罪から子どもなどを守るため、緊急避難場所として「かけこみ110番の家」の登録に協力をお願いします。また、各小学校の通学路沿いにお住まいのかたに声掛けもしています。



ID:2059

市民活動保険

市民活動課 ☎76-8126

自治会などの市民団体が行う公共的・公益的な活動を支援するため、万一の事故に対する補償をしています。

ID:2303

あなたの参加を待っています！ 町内会に加入しましょう

市民活動課 ☎76-8126

ごみ集積所の清掃、防犯灯の維持管理などは町内会が行っています。いざというときのためにも、日頃から町内会活動などを通して地域の人々と交流を深めることも大切です。快適で安全な暮らしづくりのために、ぜひ町内会に加入しましょう。

町内会の主な活動

- 地域の交流活動／運動会や盆踊り、お祭りなど
- 生活環境の向上／防犯灯の管理やパトロールなどの防犯活動、地域の防災対策や清掃活動、集会所管理など
- 災害への備え／地域での防災訓練など

加入方法 地域の町内会の役員へ直接。役員が分からない場合は、ホームページ、電話かメール（下記二次元コード）で



ID:2055

自転車等駐車場をご利用ください

市民活動課 ☎76-8128

市では、駅周辺に無料の自転車等駐車場を整備しています。ぜひご利用ください。詳細は、ホームページで

ID:2197

中小企業退職金共済制度のお知らせ

中小企業退職金共済事業本部
☎052-857-7588
産業課 ☎76-8132

中小企業で働く従業員のための安全・確実・有利な退職金制度

- 特色**
- 掛け金の一部を国が助成
 - パートタイマーのかたも加入可
 - 掛け金は税法上、全額非課税扱い
 - 新規で加入した場合、12カ月の掛け金の20%以内を市が補助

空き家に関する相談は 空き家総合相談窓口へ

(公社)県宅地建物取引業協会
☎052-522-2567
都市計画課 ☎76-8156

市では、空き家総合相談窓口を開設しています。空き家の売却や活用など、専門家が幅広い相談に応じます。

ID:2492

空き家の譲渡所得の特別控除制度

都市計画課 ☎76-8156

相続から3年を経過するまでに、要件を満たし空き家を譲渡した場合、譲渡所得から3,000万円が特別控除されます。適用を受けるには、都市計画課で必要書類の交付を受け、確定申告を行う必要があります。詳細は、税務署や国土交通省のホームページで

ID:2341

空き家の適正管理

環境課 ☎76-8134

空き家が適正に管理されず放置されたままになると、防災や防犯、生活環境などに悪影響を及ぼす危険性があります。

空き家を所有しているかたは、定期的に状況を確認し、敷地内の樹木や雑草の除去のほか、必要に応じて修繕や改修などをお願いします。

ID:2244

「道路の損傷等通報システム」の利用を

土木管理課 ☎76-8164

道路の穴やカーブミラーの破損などを発見したとき、下記二次元コードから簡単に通報ができます。道路の損傷などの把握と迅速な対応につながりますので、ご協力をお願いします。



段差解消プレートなどの撤去にご協力を

土木管理課 ☎76-8164

敷地と道路との段差を解消するための段差解消プレートや鉄板などの設置は、道路法で禁止されています。歩行者や自転車、バイクの転倒事故につながる場合があります、事故が発生した場合は責任を問われることもあります。

また、雨水の流れを妨げ、道路冠水の原因となることもあるため、速やかに撤去してください。



道路通行の安全確保にご協力を

土木管理課 ☎76-8164

自宅などの樹木の枝や葉が道路に飛び出していると、歩道が狭くなる、カーブミラーが見えにくくなるなど、安全な通行ができなくなる場合があります。樹木の定期的な剪定にご協力ください。



ID:2238

幅員が狭い道路の拡幅整備・支援を進めています

都市整備課 ☎76-8192

市が管理する幅員4メートル未満の道路に接する敷地で建築などをお考えの場合は、道路後退(セットバック)部分の取り扱いについて事前に協議してください。

市街化区域内にある道路後退用地を市に寄付いただく場合は、境界確定測量を市で実施できます。

ID:2327

上水道の漏水確認

経営政策課 ☎76-8168

宅内漏水の確認手順

水を使用していないときにメーターのパイロットが回転しているか確認する。

少しでも回転している場合は漏水しているため、市指定の給水装置工事業者へ修理を依頼してください。宅内側での漏水に係る水道料金は、使用者の負担になります。

宅内漏水時の問い合わせ先

管工事業協同組合 ☎54-6232



ID:2251

下水道接続のお願い

下水道課 ☎76-8167

下水道は、衛生的で住みよい生活環境の実現や水質保全など、大きな役割を担っています。下水道が整備された地域にお住まいで、まだ接続していないかたは、早めに接続してください。指定工事店、各種制度の詳細は、ホームページで

排水設備工事は指定工事店で

ID:2245

下水道に接続する排水設備工事は指定工事店へお申し込みください。

融資あっせん制度

ID:3627

一定の条件下で排水設備工事に必要な費用の一部を無利子で借りることができます。

雨水貯留施設転用補助制度

ID:2246

下水道接続時に不要となった浄化槽を改造して雨水貯留施設として転用する場合、一定の条件下で改造工事費の一部を補助します(融資あっせん制度との併用不可)。

ID:2332

貯水槽水道の適正な管理を

上水道課 ☎76-8170

貯水槽水道は、マンション・アパートなどで受水槽・高置水槽を通じて水道水を各家庭に供給する施設です。設置者(管理者)は、使用者に安全で衛生的な水を供給するため、適切な管理をしてください。

設置者(管理者)のかたへ

定期的(年1回以上)に水槽の清掃を行い、登録検査機関の検査を受けてください。また、給水栓の水質確認や施設の保守点検を行ってください。

使用しているかたへ

普段から、水の色、濁り、臭い、味などに注意し、異常がある場合は設置者(管理者)に連絡してください。

ID:2553

消防法令違反対象物の公表制度

消防本部予防課 ☎51-0352

建物を利用する際に安全性を判断できるよう、重大な消防法令違反のある建物の名称・所在地・違反内容を公表します。

対象建物 特定防火対象物(飲食店、物品販売店、病院などの不特定多数の人が利用する建物)

対象となる消防法令違反

次のいずれかが設置されていない建物

- 屋内消火栓設備
- スプリンクラー設備
- 自動火災報知設備

やめよう!

消火栓・防火水槽周囲の違法・迷惑駐車

消防署 ☎51-0882

消火栓や防火水槽から5m以内に駐車することは、禁止されています。尊い人命や財産を守るため、速やかな消火活動にご協力をお願いします。

講座・文化・スポーツ

図書館の催し ID:2041 図書館 ☎54-5544



事業名	内容	とき	対象者
あかちゃんからのおはなし会	歌や手遊びを交えた絵本の読み聞かせ	第2水曜日 11:00から (8・10月を除く)	生後6カ月以上
あかちゃんからの英語のおはなし会	英語の絵本の読み聞かせなど	4・7・10・12月の 第3水曜日 11:00から	
おはなし会	絵本、紙芝居の読み聞かせなど	● 休館日を除く毎週土曜日 15:00から ● 5/25、7/27(土) 11:00から	3歳児以上
かみしばいおじさん イッシーのおはなし会		休館日を除く第1日曜日 10:00から	
大人のためのおはなし会	物語やエッセイなど 文学作品の朗読	7・11・3月の年3回 10:00から	一般のかた
科学の本のおはなし会	簡単な科学の実験・実演や 読み聞かせなど	7・12・3月の年3回 10:30から	3歳児以上
大人のおはなし玉手箱	物語や文学作品の朗読	6・11・2月の年3回 11:00から	一般のかた

スポーツクラブあさぴー会員募集 ID:18319



スポーツクラブあさぴー事務局 ☎080-3635-0233(日曜日13:00~15:00) 文化スポーツ課 ☎76-8183

プログラム

正会員	ジュニアスポーツ	①ショートテニス(3歳児~小学6年生) ②サッカー(小学生) ③バレーボール(小学4~6年生) ④陸上(年長児~小学6年生) ⑤ストリートダンス(小学2~6年生/定員枠あり)
	コミュニティスポーツ	⑥ショートテニス(3歳児以上) ⑦バドミントン(小学生以上) ⑧ビーチボール(小学生以上) ⑨筋トレ&ダイエットフィットネス(小学生以上) ⑩空手(年長児以上) ⑪やさしいエアロ(65歳未満) ⑫健康ヨガ(65歳以上) ⑬健康体操(65歳以上) ⑭やさしいヨガ(65歳未満) ⑮卓球(フリー)
限定会員	⑯ゴルフ ⑰ボウリング	

会費 ※年度途中の入会は、1カ月単位での月割り計算

区分		入会金	年会費	スポーツ安全保険(希望者のみ)
正会員	●個人	18歳未満	500円	●中学生以下/800円 ●高校生~65歳未満/1,850円 ●65歳以上/1,200円
		18歳以上	1,000円	
	●ファミリー	65歳以上	500円	
限定会員	ゴルフ	500円	2,640円 (レッスン料別)	
	ボウリング		1,320円 (ゲーム代別)	

申し込み方法 申込書(スポーツクラブあさぴー事務局、文化スポーツ課で)を直接

その他 ●入会金などの返却不可 ●①~⑮のプログラムは、会員以外のかたも1回800円で参加可(⑤を除く) ●年会費で①~⑮のプログラムに何種類でも参加可(⑤、限定会員を除く)

ID:2595

救命講習

消防署 ☎51-0885

あさひ健康
マイスター
チャレンジ
認定講座

応急手当実技講習

事前にホームページで応急手当WEB講習(eラーニング)を受け、救命講習の実技講習のみを受講

とき 2・4・6・8・12月の第2日曜日 9:00~11:00

持ち物 WEB講習受講証明書、タオル

定期救命講習

普通救命講習I(成人に対する応急手当)

とき 毎月第3日曜日 9:00~12:00

持ち物 タオル

共通事項

ところ 消防署

対象 市内在住・在勤・在学の10歳以上のかた

申込方法 講習日の2週間前までに電話で

その他 WEB講習の受講や、心肺蘇生法の動画などの視聴は、ホームページで

ID:1930

市スポーツ協会加盟
スポーツ団体

文化スポーツ課 ☎76-8183

令和6年4月1日現在、20団体が所属しています。登録団体に、どなたでも参加できます。活動内容など詳細は、ホームページで

ID:1986

学校給食センターの
見学と利用

学校給食センター ☎53-2971

展示ホールや見学者通路から調理施設、調理風景を見学できます。ただし、学校の長期休業期間(春季・夏季・冬季休業期間)は調理を行っていません。

また、食育指導室や食育実習室を利用できます。詳細は、ホームページで

ID:1928

ご利用ください
軽々楽々スポーツ

文化スポーツ課 ☎76-8183

スポーツイベントを開催する際に、スポーツ推進委員が企画・運営などをサポートします。

対象 シニアクラブ、子ども会などの市内の団体

申請方法 会場を事前に確保し、開催日の2カ月前までに申請書(文化スポーツ課か、ホームページで)を直接



ID:3656

スカイワードあさひ
天体観測室

生涯学習課 ☎76-8181

あさひ健康
マイスター
チャレンジ
認定講座

夜間観望会

天候により中止する場合あり。問い合わせは、当日の16:00以降に ☎52-1850まで

とき 第1~4日曜日の日没1時間後から(約1時間)

ところ 以下の日程は、各小学校で

6/23	東栄小学校
7/ 7	旭小学校
7/14	白鳳小学校
7/21	渋川小学校
7/28	瑞鳳小学校
8/ 4	本地原小学校
8/11	三郷小学校
8/18	旭丘小学校
8/25	城山小学校

太陽観望会

とき 火・土・日曜日、祝・休日 10:00~12:00、13:00~15:00
※臨時に中止する場合あり

市内の文化財 ID:11491 文化スポーツ課 ☎53-1144

市には、国・県・市に登録・指定された文化財が19件あります。

また、これらの文化財や市の歴史などの資料を書籍として発刊・販売しています。「郷土シリーズ」と「尾張旭ふるさとカルタ」は、尾張旭まち案内でも発売しています。

区分	名称
国登録	●旭サナック本館(旧旭兵器製造本社事務棟) ●どうだん亭(旧浅井家住宅離れ) ●三宅家住宅主屋 ●三宅家住宅蔵 ●三宅家住宅庭門及び塀
県指定	尾張旭市の棒の手
市指定	●木造聖観世音菩薩立像 ●円空仏(5体) ●印場大塚古墳 ●尾張旭市の打ちはやし ●ざい踊り ●井田八幡神社の陶製狛犬(3対) ●良福寺山門 ●織田信雄書状 ●狩宿郷倉 ●尾張旭市の馬の塔 ●長池のマメナシ・アイナシ自生地 ●吉賀池湿地 ●狩宿白山神社の陶製狛犬(1対)



円空仏
(スカイワードあさひ
歴史民俗フロアに展示)

文化振興基金にご協力を ID:1867

文化財の保護・保全や文化の継承などの支援・育成を行うため、基金を設置しています。寄せられた寄付は、文化財の保護・保全、無形民俗文化財の活動支援・育成などに活用します。

寄付の方法などは、ホームページで

主要公共施設の来館案内 ● 年末年始は休み ● 臨時休館あり ● その他の施設などは、ホームページで

施設名	開館時間	問い合わせ	
市役所	平日8:30~17:15	53-2111	
保健福祉センター		55-6800	
尾張旭まち案内	木曜日(祝・休日は営業)を除く10:00~18:00	52-6500	
文化会館	月曜日(祝・休日の場合は次の平日)を除く8:30~21:30 (受け付けは17:00まで)	54-8500	
東部市民センター	9:00~22:00	54-5667	
渋川福祉センター		51-1997	
中央公民館		54-5300	
渋川公民館		53-8600	
瑞鳳公民館		052-773-1466	
三郷公民館		54-4500	
藤池公民館		54-8722	
平子公民館		54-9290	
本地原公民館		54-9291	
白鳳公民館		52-0690	
旭丘公民館		52-1624	
宮浦公民館		54-3738	
図書館		9:00~19:00 休館日 ● 第1・3・5月曜日(祝・休日の場合は次の平日) ● 館内整理日(毎月初日。土・日・月曜日の場合は次の平日) ● 特別整理期間	54-5544
新池交流館・ふらっと		9:00~22:00	52-8852
多世代交流館いきいき	● 4~10月/7:00~17:00 ● 11~3月/8:30~17:00	54-8202	
スカイワードあさひ	9:00~22:00	52-1850	
旭城	9:00~17:00(「和室」予約時は21:00まで)		
藤池児童館	日曜日、祝・休日を除く9:00~17:00	54-8734	
白鳳児童館		52-0438	
平子児童館		52-3522	
本地ヶ原児童館		53-8171	
瑞鳳児童館		052-776-5060	
三郷児童館		52-6848	
中部児童館		53-5060	
旭丘児童館		52-5131	
渋川児童館		51-1919	
リサイクルひろばクルクル		9:00~16:00	76-8135
どうだん亭		9:00~17:00 ※一般公開期間以外は要予約	53-1144
子育て支援センター	平日9:00~16:00	52-3132	
こどもの発達センター	平日8:30~17:15	53-6103	
少年センター	平日9:00~17:00	76-8129	
市民活動支援センター	9:00~22:00(受け付けは平日9:00~17:00)	51-2878	

ご利用ください **尾張あさひ苑** 長野県下伊那郡阿智村智里331-7 ☎0265-43-3180



宿泊料金の割引

- 市内在住者/中学生以上は1,000円、60歳以上か障がいのあるかた(中学生以上)などは1,500円
- 市内在勤のかたとその被扶養者(中学生以上)/500円

割引の手続き(尾張あさひ苑で直接)

- 市内在住者/身分証明書を持参 ● 市内在勤のかた/申請用紙(ホームページで)を持参



尾張あさひ苑
ホームページ